

仙台市介護助手活用支援事業補助金に係る主な質問と回答

	番号	質問	回答
補助対象事業について	1	補助の対象となる事業はどのような事業でしょうか。	<p>仙台市内において介護サービス事業を行っている法人が行う、介護助手の採用に係る事業を対象とします。 なお、他の制度による補助を受けていない事業を対象とします。</p> <p>補助対象事業として想定されるものは以下のような事業となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人広告等の掲載 ・採用説明会の開催 ・介護助手の雇用にあたっての、ユニフォームや必要な事務用品等の購入経費
	2	介護助手の募集に合わせて、その他の職種の介護職員の募集も広く行う場合、その採用に係る費用は補助対象外となるのでしょうか。	介護助手と合わせて他の職種を募集する場合は対象となりますが、明らかに介護助手と関連のない場合や、介護助手が募集対象に含まれていない場合には、補助の対象外となります。
	3	仙台市内で介護サービス事業を行っていますが、仙台市外に法人本部がある場合、補助の対象外となるのでしょうか。	本補助金は、市内事業所における介護人材を確保することが目的であることから、市外に本部がある法人は対象外となります。
	4	自社で説明会を主催するのではなく、介護助手を募集するために合同企業説明会に参加した場合の費用は、補助対象となりますか。	本補助金の対象とはなりません。が、「仙台市合同企業説明会等出展支援事業補助金」の補助対象となる可能性がございます。詳細については、当該補助金の要綱等をご確認ください。
	5	補助対象経費のうち、「介護助手を募集するための広報に要する経費」とはどのようなものになりますか。	<p>補助対象として想定されるものは以下のようなものになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護助手を募集する説明会の周知のためのチラシ印刷費、新聞折込費 ・求人媒体等への掲載料 等
	6	補助対象経費のうち、「介護助手を募集するための事前説明会の開催に要する経費」とはどのようなものになりますか。	<p>補助対象として想定されるものは以下のようなものになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会に使用する会場の借り上げに要する経費 ・説明会に使用する音響設備等の機材や会場の付帯設備の借り上げに要する経費 <p>※ノバルティ作成や説明会の開催に伴う事務用品等の購入に係る消耗品費は、補助の対象外となります。</p>

仙台市介護助手活用支援事業補助金に係る主な質問と回答

	番号	質問	回答
補助対象経費について	7	補助対象経費のうち、「介護助手の雇用に当たって用意する必要がある物品に要する経費」とはどのようなものになりますか。	<p>消耗品費(その性質、形状が1回又は短期間の使用により消耗するもので、取得価格が2万円未満のもの)、印刷製本費、通信運搬費を対象としています。</p> <p>補助対象として想定されるものは以下のようなものになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費:介護助手の使用するユニフォームや事務用品の購入費 ・印刷製本費:介護助手の業務マニュアル作成に係る費用 ・通信運搬費:採用にかかる郵送料 等
	8	交付決定日より前に支出した経費については、補助対象となりますか。	<p>交付決定日より前に支出した経費については、補助対象外となります。</p> <p>また、申請年度内(令和6年度であれば、交付決定日～令和7年3月31日まで)に支出した経費が補助対象となります。</p>
	9	補助金の上限額は一事業所ごとに年間7万5千円でしょうか。	一事業所ではなく、一法人ごとに年間7万5千円が上限となります。
	10	申請時に介護助手の雇用にかかる費用も補助対象経費として計上し、補助金の交付が決定しましたが、介護助手の採用ができませんでした。その場合は、補助対象となるのでしょうか。	<p>その場合、「介護助手の雇用に当たって必要な物品に要する経費」は補助対象外となりますが、「介護助手を募集するための広報および事前説明会の開催にかかる経費」は補助対象となりますので、実績報告書(様式第7号)提出の際には、介護助手の募集のために実施した事業にかかる経費のみを報告していただくようお願いいたします。</p>
申請および提出書類について	11	申請する際の提出資料について教えてください。	<p>事業着手(経費の支出)の前までに行う申請について、必要な書類は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式第1号(申請書) ・仙台市介護助手活用促進事業に係る事業計画書 ・仙台市介護助手活用促進事業に係る支出予定計算書 ・その他必要に応じて添付資料 <p>記載内容や添付資料については、記載例をご確認ください。</p>
	12	申請から補助金の交付決定までどのくらい期間を要しますか。	概ね2～3週間程度です。
	13	申請書等の提出は各区役所介護保険課でも受け付けていますか。	各区では申請を受け付けておりません。健康福祉局介護保険課へ直接または郵送で提出してください。
	14	交付申請書(様式第1号)について、事業着手前までに提出することとなっていますが、事業着手とはいつを指すのでしょうか。	<p>補助対象事業にかかる経費を支出することが事業着手となります。</p> <p>経費を支出する前に交付の申請をし、交付決定日以降に支出をするようお願いいたします。</p>
	15	申請後、申請金額等に変更があった場合、何か手続きが必要ですか。	事業変更承認申請書(様式第3号)を作成のうえ、提出してください。

仙台市介護助手活用支援事業補助金に係る主な質問と回答

	番号	質問	回答
実績報告および 補助金の支払いについて	16	実績報告書(様式第7号)について、補助事業完了後速やかに行わなければならないとされていますが、補助事業完了の日とはいつを指すのでしょうか。	補助対象の事業について、①介護助手を募集するための広報②介護助手を募集するための事前説明会の開催③介護助手の雇用に当たって必要な物品の購入が想定されますが、それぞれ下記の日を補助事業完了の日として想定しています。 ①広報にかかる求人媒体の掲載終了日 ②説明会終了日 ③雇用が決定した者に要する物品の購入が完了した日
	17	実績報告後の流れや手続きについて教えてください。	実績報告提出後、事業内容等を精査したうえで補助金額の確定通知書を送付いたします。 同タイミングで、請求書の提出についてもご案内いたしますので、請求書を受領後に補助金の交付という流れとなります。